

# くらしの法律救急箱



## 第76回 消費者を守る法律「消費者契約法」

### 1 消費者とは

消費者とは、ある契約を「事業として」又は「事業のために」する場合を除く、「個人」をいいます。例えば、個人経営者が、事業のための仕入として物品を購入する場合は「消費者」には当たりませんが、家庭生活のために物品を購入する場面では「消費者」に当たります。

### 2 消費者契約法の目的

商品やサービスの売り手（事業者）は、多くの情報を持っているのに対して、通常、消費者には十分な情報も知識ありません。また、消費者が事業者と対等に交渉することも難しく、結果として、事業者の言うままに、消費者が不利な契約を結んでしまうおそれがあります。事業者にだけ有利な内容の契約書を提示され、よく説明も受けなのままサインしてしまった場合でも、「サインした＝契約内容に同意した」と評価され、契約はいったん有効に成立します。このような場面の消費者を保護するために制定されたのが消費者契約法です。

消費者契約法により、事業者の不当な勧誘によって契約をしたときは、消費者はその契約の「取消し」が可能であり、消費者の利益を不当に害する契約条項は「無効」となります。

では、消費者契約法は、どのような場面で消費者の味方になってくれるのでしょうか。具体的にみてみま

しょう。

### 3 契約の取消し

まず、消費者が契約を取り消すことができる場面を見てみましょう。

#### 1 不実告知

事業者が「勧誘をするに際し」、「重要事項について事実と異なることを告げ」、消費者が「当該告げられた内容が事実であるとの誤認」をした結果、契約の申込み・承諾の意思表示をしたとき、消費者は、その契約の申込み・承諾を取り消すことができます。

（例）「強度不足で、地震が起これば家が倒壊する」と告げられ、補強工事を契約したが、実際には、そのような事実はなかったという場合

#### 2 重要事項についての不利益事実の不告知

（例）すぐ隣にマンションの建設計画があり、新たなマンションが建つと、眺めや陽当たりが極めて悪くなることを知りながら、それを説明せずに、むしろ、「眺望・日照良好」と説明してマンションを販売しようとした場合

#### 3 断定的判断の提供

（例）将来における変動が不確実なのに、「必ず値上がりする」と言われて、金融商品を購入した場合

#### 4 過量契約

（例）一人暮らしであまり外出せず、普段着物を着る習慣も機会もないと知りながら、高齢者に何十着もの着物を販売するような、通常の量を著しく超



## 弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

える物の購入を勧誘された場合

5 不退去（お願ひしたのに帰ってくれない）と退去妨害（帰りたいのに帰してくれない）

（例）リフォーム業者が自宅に上がり込み、「もう帰ってください」とお願ひしても、「契約してくれらまで帰らない」と居座るとか、店舗で長時間の勧誘を受け、「契約しない。もう帰ります」と言っても帰さず、契約させた場合

6 事業者が、①義務内容の全部又は一部を実施して、②実施前の原状回復を著しく困難にすることで、消費者が困惑して契約をしてしまった場合

（例）勝手に簡易なリフォーム工事をして、代金を請求したり、契約を求める場合

7 恋愛感情を利用したいいわゆるデート商法、判断能力の低下した高齢者や社会生活上の経験が乏しい就職活動中の学生の不安をあおって契約させる場合など

### ● 注意点

取消しには期間制限があり、誤認をしたことに消費者が気付いた時など、「取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った」時から1年間、契約の締結の時から5年間でです。

### 4 消費者契約法に基づいて契約条項が無効になる場合

消費者契約法は、消費者の利益を不当に害する次のような契約条項を無効とします。

1 事業者は責任を負わないとする条項

たとえ事業者が責任がある場合でも損害賠償責任の全部を免除する条項、事業者の故意又は重過失による場合でも損害賠償責任の一部を免除するもの

2 消費者に解除権を放棄させる条項

いかなる理由があっても、キャンセルや返品・交換などを認めないという条項

3 消費者が成年後見の後見開始等の審判を受けたことのみをもって、事業者に解除権を付与する条項

4 平均的な損害の額を超えるキャンセル料を定める条項  
例えば、契約の解除に伴う平均的な損害額を超える部分や、遅延損害金につき年利14・6%を超える部分についての条項は無効となります。

5 消費者の利益を一方的に害する条項

例えば、購入した商品と一緒に「おまけ」の健康食品が入っていたと思っていたところ、実は、「健康食品は不要」との連絡をしない限り、定期購入契約が成立したものとみなします」という契約条項だった場合です。契約によって民法などの規定と異なる合意ができる場合でも、その内容が消費者の権利を制限したり、義務を加重するものであって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効となります。